

「新しい喫煙ルールについて」

关于新的吸烟规则



为了防止被动吸烟，对健康增进法进行了修订，从 2020 年 4 月开始，餐饮店和酒店等多个设施原则上在室内禁烟。※ 可设置专用的吸烟室



1. 进入餐饮店时，请确认入口的标识并遵守吸烟规则。
2. 违反规则时可能会进行处罚。
在禁烟区域的吸烟（含加热式香烟）
对象：所有人 30 万日元以下
禁烟区域设置烟灰缸等
对象：设施管理者 50 万日元以下
3. 未满 20 岁的人（含工作人员）请勿进入吸烟区。



日语问讯处

县健康增进课 电话：045-210-5025

* 日语以外的问讯处 县外籍县民咨询窗口

汉语

045-896-2895 星期四、第 1、3 星期二
9 时~12 时、13 时~16 时

* 县内外籍居民咨询窗口一览可以从以下 URL 进行下载。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>



新しい喫煙ルールについて

受動喫煙を防ぐため健康増進法が改正され、2020 年 4 月から、飲食店やホテル等多くの施設で原則屋内禁煙となりました。※ 喫煙専用室等の設置は可能

1. 飲食店等を利用の際は、入口の標識を確認し喫煙ルールを守ってください。
ルール違反時には罰則が科される場合があります。
禁煙区域での喫煙（加熱式たばこを含む）
対象：全ての人 30 万円以下
禁煙区域への灰皿等の設置
対象：施設管理者 50 万円以下
3. 20 歳未満の人（従業員を含む）は、喫煙区域に入らせないでください。

日本語での問合せ

県健康増進課 TEL: 045-210-5025

* 日本語以外での問合せは、

県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-896-2895 (木曜日、第 1・3 火曜日)

9 時~12 時、13 時~16 時

* 県内の外国籍住民相談窓口一覧は、

以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/>

